

《計画記載（案）》

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

少子高齢化や団塊世代の大量退職などによる生産労働人口の減少に伴い、男性を中心とした企業組織の構築・運営が厳しい状況となるなど、人材不足等の問題が顕在化する中で、女性の社会進出や積極的な登用など、女性に対する活躍の期待が高まっています。

一方で、女性の社会進出の機会が増え、それに伴い共働き世帯が増加する状況にあっては、男女ともに一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭においても、子育てに喜びや幸せを感じることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を社会全体で推進していくことが今後ますます重要となっています。

特に、子育て期の共働き家庭に対しては、働きながら子育てを行う中であっても、親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもの健やかな育ちを実現できるよう、乳児保育や延長保育といった保育施策の充実だけではなく、多様な価値観や生き方、ライフスタイルを受容できる職場づくりや、男性の長時間労働の抑制、育児休業・短時間勤務制度の確保・充実など、雇用の場においても支援体制を構築することが必要不可欠です。

本市では、平成 23 年に「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、「男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり」を基本目標に掲げ、国や県の関係機関と連携しながら、男女共同参画センターを中心に「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の理解と普及の促進に向けた取り組みを進めています。

具体的には、ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催や、毎月発行する情報誌やホームページ・フェイスブックなど様々なツールを活用した情報発信を行うとともに、社会保険労務士による労働相談や、子育てと仕事の両立や再就職に向けたチャレンジ相談などの女性の就労支援を行うほか、父親講座を開催し、父親の子育てへの参画や働き方の見直しに向けた支援を行っています。

また、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定への周知・啓発をはじめ、中小企業を対象にした中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金や育児・介護等離職者雇用助成金、相談窓口等の情報提供・利用促進の啓発を行っています。

このほか、計画に基づき関係各課において実施する様々な取り組みの進行管理や、庁内で組織する「加古川市男女共同参画推進本部」において情報共有や相互の連絡調整を行いながら施策の計画的な推進を図るとともに、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」を定期的に開催し、施策を推進するための提言や助言を求め、新しい施策の立案に反映させるよう、その充実を図っています。

今後も引き続き、「加古川市男女共同参画行動計画」の下で、国や県などの関係機関や企業等との連携を図り、育児・介護休業法などワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集やその提供に努めるとともに、社会全体への理解と普及に向けた啓発に取り組んでいくこととしています。

一方、兵庫県では、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを全県的に推進する拠点として「ひょうご仕事と生活センター」を平成 21 年に開設し、ワーク・ライフ・バランスに関する各種情報を集約したポータルサイトの運営や先進企業の表彰を行う「普及啓発・情報発信事業」をはじめ、経営者協会と連携したセミナーやキーパーソン養成講座などを実施する「研修企画事業」や、育児・介護等の理由により離職した人の再就職を促進するために当該離職者を雇用した事業主への「中小企業育児・介護等離職者雇用助成」を行う「実践支援事業」などを展開しています。

子ども・子育て支援新制度の施行にあたっては、子育て家庭における仕事と生活の調和を図るための様々な取り組みを推進する「加古川市男女共同参画行動計画」と連携を図りながら、保育施策の充実など子育てをしながら安心して働くことのできる環境の整備を図っていきます。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むこと。

(一) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされている。

このため、市町村は、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の下に、次のような施策を進めることが望ましい。その際、都道府県、地域の企業、経済団体、労働者団体、都道府県労働局、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。

- (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報、啓発
- (2) 法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発
- (3) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等
- (4) 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント、アドバイザーの派遣
- (5) 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- (6) 融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等による、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

(二) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。